

岩手県告示第324号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第13条第1項第2号の処分等措置を命ずべき者を確知することができないので、同項後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講ずべき法第12条第1項に規定する処分等措置（以下「処分等措置」という。）の内容

釜石市甲子町第1地割20番地において、法第10条第1項の規定に違反して処分又は処分の委託が行われずに放置された次の表に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

処分等措置を講ずべき高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物					
種類	製造者	型式	製造年	台数	総重量
安定器	東京芝浦電気株式会社	F B F - 2 - 4014A	昭和34年	5	19キログラム

2 処分等措置の期限

令和5年7月13日

3 岩手県知事による処分等措置等

2の期限までに1の処分等措置が講じられないときは、岩手県知事が、法第13条第1項の規定に基づき当該処分等措置を講じ、及び同条第2項の規定に基づき1の表に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者から当該処分等措置に要した費用を徴収する。